

【別添】

国際共同研究支援事業費補助金 (領土・主権・歴史調査研究支援事業) 評価要綱

国際共同研究支援事業費補助金(領土・主権・歴史調査研究支援事業)(以下「補助金」という。)の交付を受け、補助事業者が実施している事業(以下「補助事業」という。)の中間評価及び事後評価については、この評価要綱により行うものとする。

1 評価の目的

(1) 中間評価

補助事業の前年度の実施状況を評価し、次年度の事業実施の改善につなげる。

(2) 事後評価

補助事業の終了時の成果について評価を行う。

2 中間・事後評価の方法

(1) 中間・事後評価は、国際共同研究支援事業費補助金審査・評価委員会(以下「評価委員会」という。)において、交付要綱に基づき補助事業者から外務大臣(以下「大臣」という。)に提出する補助事業実績報告書及び必要に応じて外務省からの所見を基に行う。評価委員会は、書面審査、合議審査及び必要に応じて補助事業者との面接によって、中間・事後評価を決定する。評価の透明性を確保するため、補助事業実績報告書及びその評価は原則公表する。

(2) 評価委員会は、以下3の各評価について、以下4の指標により評価を行う。

3 評価項目

(1) 補助事業の成果

【基礎的情報収集・調査研究】

①我が国の領土・主権・歴史(海外での動向を含む。)に関する研究成果により新たな知見が得られたか。

②事業の成果が、現実の外交環境も踏まえた現実的な内容になっているか。

【諸外国シンクタンク・有識者との協働・相互理解の増進】

③研究過程における外国シンクタンク・有識者等(在日の有識者、外交官、外国メディア関係者を含む)との定期的な討論や共同研究等を通じ、諸外国の視点を取り入れ

た調査研究や、我が国の領土・主権・歴史に関する見解に関する外国シンクタンク・有識者等による相互理解の増進に取り組んでいるか。

【研究成果の世界への積極発信と国際社会における理解の増進】

④インターネットによる広報やセミナー・シンポジウムの実施・参加等(海外有識者を通じた発信を含む)を通じ、研究成果の世界への発信が積極的になされ、国際社会における我が国の領土・主権・歴史に関する理解を増進したか。

【我が国の領土・主権・歴史に関する国民の理解増進】

⑤インターネットによる広報やセミナー・シンポジウムの実施・参加等を通じ、我が国の領土・主権・歴史に関する国民の理解を増進したか。

(2)補助事業実施体制・実施方法

⑥地方在住(郷土史家を含む)・女性・若手研究者を積極的に登用しているか。

⑦外務省等の関係部局とのコミュニケーションを構築し、政策立案上のニーズを把握し、それを踏まえて効果的にアウトプット・政策提言・連携を行ったか(政府機関や地方自治体の取組との連携を含む)。

(3)補助金の使用

⑧補助金事業事務処理マニュアルに沿って事業が実施使用されているか。【⑧は中間・事後評価でのみ使用する】

⑨補助金の適正な執行・管理のために十分な体制が確保されているか(管理者による予算全体の適正配分・管理、支出の適正性を判断する担当者と実際の支出を承認する担当者の区分等)。【⑨は新規事業採択時の審査でのみ使用する】

4 評価基準

(⑧を除く全ての項目)

S 補助事業の事業計画に照らして、期待をはるかに上回る成果が認められる。

A 補助事業の事業計画に照らして、期待された以上の成果が認められる。

B 補助事業の事業計画に照らして、期待通りの成果が認められる。(通常)

C 補助事業の事業計画に照らして、成果が不十分であり、期待された水準に及ばない。

D 補助事業の事業計画に照らして、成果があったとは言い難い。次年度がある場合には、実施体制・事業計画の見直し等を行うべき。

(⑧のみ)

B 補助金事業事務処理マニュアルに沿った経費処理が行われている。(通常)

C 補助金事業事務処理マニュアルに沿った経費処理となるよう指導が行われた。

(了)